

◎新潟県告示第86号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

道上（南）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を結んだ線に囲まれた区域

長岡市与板町山沢

字道上

570番甲	1号
576番1	14号
574番1	15号及び16号

字下ノ峯

46番	2号、3号、6号及び12号
46番地先道路敷	4号
119番1	5号
94番1	7号及び8号
107番	9号から11号まで
116番	13号